

第13期青森県地球温暖化防止活動推進員公募要領

1 趣旨

この要領は、第13期青森県地球温暖化防止活動推進員（以下、「推進員」という。）を公募するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 委嘱期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

3 応募資格

- （1）地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有していること。
- （2）満16歳以上（令和8年度内に満16歳になる者を含む）であること。
ただし、同年度に高等学校等に在籍している者及び未成年者については保護者の同意を要する。
- （3）高等学校等に在籍している者である場合、県内に在住又は在学していること。
- （4）環境教育に関心があり、環境教育プログラムの趣旨及び内容に賛同していること。
（派遣活動のみ）
- （5）満18歳以上であり、県内に在住、在勤又は在学していること。（派遣活動のみ）
- （6）平日の活動が可能であること。（派遣活動のみ）

4 募集期間

令和7年12月1日～令和8年1月31日《当日消印有効》

5 応募方法

応募者は、別紙「青森県地球温暖化防止活動推進員応募申込書」に必要事項を記入し、郵送、FAX、E-mail または直接持参のいずれかの方法により、青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課まで提出するものとする。

6 推進員選考方法

選考にあたっては、応募者から提出された応募申込書について、別に定める選考要領に基づき審査を行い、推進員を決定するものとする。

選考結果は、応募者全員に文書にて通知するものとする。

7 推進員の概要

(1) 活動内容

ア 自主活動

- ・地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- ・住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガス排出の抑制等のための必要な指導及び助言をすること。
- ・地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- ・温室効果ガスの排出の抑制のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項の規定に基づき知事が指定する青森県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）が、温室効果ガスの排出の抑制のために行う活動に必要な協力をすること。

【第13期推進員活動例】

ア 自主活動

- ・イベント・勉強会の開催
- ・環境に関するイベントへの出展、実行委員として参加
- ・各種研修会・会議等への参加
- ・回覧板用お便りの発行

イ 派遣活動

- ・県（コーディネート業務受託者を含む）からの依頼に応じて、小学校において環境出前講座を実施並びにこれに付随する打合せ及びトレーニングを行うこと。
- ・環境出前講座で実施する青森県環境出前講座プログラム（以下「環境教育プログラム」という。）は、次の3つとする。
 - （ア）どっちかな？ゲーム（小学校低学年向け）
 - （イ）買い物ゲーム（小学校中学年向け）
 - （ウ）省エネゲーム（小学校高学年向け）

【具体的な活動】

- ・環境出前講座の講師（2人1組で実施）

(2) 活動経費

ア 自主活動

- ・自主活動は原則として無償とするが、県主催の研修会等に推進員が出席する場合の旅費は、県の規定により算出した額を県が負担する。

- ・依頼を受けての活動において交通費等の実費が伴う場合には、依頼先に負担していただくこととしている。

イ 派遣活動

- ・環境出前講座の実施に係る謝金及び旅費については、県からコーディネート業務を受託する者が支払う。

(3) その他留意事項

- ・推進員は、青森県職員の身分を保有するものではない。
- ・県は青森県地球温暖化防止活動推進員申込書の記載事項のうち、推進員とセンターとの連携を図るために必要と認められる事項について、センターに情報を提供する。
また、県及びセンターは、県がセンターに提供した情報その他の情報のうち、氏名、自宅の市町村名及びその他本人の同意が得られた事項について、他の推進員の活動、住民の活動又は市町村の施策等の推進を支援するために必要な範囲内において、他の推進員、住民又は市町村等に情報を提供することがある。
- ・推進員は、活動を行うに当たって、事故等に十分注意しなければならない。
- ・県は、推進員がその活動中に被った損害及び第三者に対して与えた損害について、県の責めに帰する理由により生じた場合を除き、賠償の責を負わない。(自主活動のみ)
- ・環境出前講座の実施中に被る傷害事故を補償するため、県は認定を受けた推進員を対象に傷害保険に加入する。(派遣活動のみ)
- ・推進員は、政治、宗教又は営利を目的として活動を行ってはならない。
- ・推進員は、活動を通じて知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。委嘱を解かれた後も同様とする。
- ・推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき等の場合は、推進員を解嘱することがある。